

鳥羽市全員協議会会議録

令和3年11月30日

○出席議員（14名）

1番	南川 則之	2番	濱口 正久
3番	瀬崎 伸一	4番	片岡 直博
5番	奥村 敦	6番	河村 孝
7番	山本 哲也	8番	中世古 泉
9番	木下 順一	10番	戸上 健
11番	浜口 一利	12番	坂倉 広子
13番	坂倉 紀男	14番	世古 安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・中村市長、立花副市長
- ・中村総務課長
- ・榎税務課長、濱口補佐
- ・安部水道課長、河原補佐、清水補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井 太
議事総務係 書記	岡村 なぎさ

次長兼 議事総務係長	木田 崇
---------------	------

(午前10時23分 再開)

○木下順一議長 本会議に引き続きお疲れ様です。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配布してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項について。①人事案件についてであります。

本案件は、人事案件であることから、鳥羽市議会の運営に関する基準により非公開として取り扱い、インターネット配信を行いませんのでご了承願います。

(地方自治法第115条による会議録非公開部分)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

ただいま取扱いの人事案件につきましては、12月10日に追加上程し、同日に表決となります。

以上です。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○木下順一議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部報告事項の②特定環境保全公共下水道事業への地方公営企業法の適用についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

水道課長。

○安部水道課長 皆さん、おはようございます。水道課です。よろしく申し上げます。

特定環境保全公共下水道事業への地方公営企業法の適用について、皆様ご存じと思いますが、公営企業会計の適用につきましては、人口3万人以上の下水道事業におきまして、平成27年度から令和元年度までの間、人口3万人未満につきましては、令和元年度から令和5年度までに企業会計に移行することとなっております。

当市の下水道事業の企業会計の適用につきまして、現在までの状況を担当者より報告いたしますので、よろしく申し上げます。

○木下順一議長 河原補佐。

○河原補佐 水道課の河原です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、私のほうから地方公営企業法を特定環境保全公共下水道事業へ適用する方法などについてご説明させていただきたいと思っております。

本日、追加配付という形で、事前にお配りできず申し訳ありませんでしたけれども、ぺらの1枚の資料、追加でお配りさせていただいたかと思えます。そちらのほうをご覧くださいければと思います。

地方公営企業法の適用につきましては、令和3年度の当初予算におきまして、法適用のための予算についてお認めいただいております。これは、令和5年までの債務負担行為も含めてお認めいただいている状況でございます。

ただ、この状況といいますのが、この資料の一番左、地方公営企業法適用という、このような状況となっております。実際には令和6年度のスタートまでに準備をだんだんと進めていくんですけども、そこに向けて法の適用範囲であったりとか、事務の執行体制、組織の体制といったことを選択していく必要がございます。

どれを選択するかによって方向性が大きく変わってきますので、今日は内部の協議を重ねてきて、鳥羽市としてどういう方法で進めていくのかという体制が固まってまいりましたので報告させていただきたいと思っております。

先に結論のほうから申し上げますと、鳥羽市としては、この資料の一番右の④番というところ、法の全部適用を行った上で、事務体制としては管理者非設置、組織体制としては上下水道統合という4番のほうを選択したいと思っております。

それでは、事前にお配りしております地方公営企業法の適用についてという資料のほうをご覧くださいければと思います。

まず、1枚めくっていただきまして、鳥羽市の下水道事業というところでございます。

事業の概要につきましては、改めてのご説明になるところがございますけれども、特定環境保全公共下水道事業は、平成9年3月に共用を開始しております。共用開始から24年が経過しております。だんだんと老朽化のほうも進んでおります。維持管理に要する費用であったりとか、更新、長寿命化事業というものが増加している状況となっております。

続いて、令和元年度決算の状況としまして、経営に関する状況でございますが、コロナの影響がございまして、影響を受ける前の令和元年度の決算でのご説明となりますことをご了承ください。

歳入歳出とも1億4,261万2,000円となっております。このうち歳出予算のほうで施設管理費と職員給与費、そしてその他というところ、これを合わせて一般に運営費と言われております。右側の概略というところをご覧くださいたいんですけども、下水道使用料で運営費が賄えていないというような、そういった状況となっております。また、その資金不足については、基準外の繰入金で対応していると、そういった状況となっております。

なお、この令和元年度決算の中では、施設整備に関する費用が含まれておりませんが、令和2年度からは、ストックマネジメント事業というもので、長寿命化のための工事を進めておりますので、そういった整備費が令和2年度以降はここに足されているという状況となっております。

次のページをお願いします。

下水道事業は、先ほど申し上げましたように、人口減少などで料金収入が減ってきている中で、老朽化というようなことが進んでおります。これは、実は、全国的に同様な状況がありまして、対策というところに書かせていただきましたが、地方公営企業法を適用して、公営企業会計へ移行することが効果的であるというふう

に言われております。

そもそも地方公営企業法とはどういうものかというのを下に枠囲みで書かせていただきましたけれども、一般的に行政に求められます公益性、①の部分ですけれども、それだけではなくて、公営企業としての独立採算を原則とした経営を行うということで、企業性についても兼ね備えた法律ということとなっております。

次のページをお願いします。

国の動向でございますが、全国的に公営企業の経営が厳しいということを踏まえまして、総務省のほうから平成27年と31年に通知文書が2回発出されております。特に平成31年の通知で、大臣通知のほうでロードマップというものが示されておりました、人口3万人未満の団体も下水道の公営企業会計の移行に重点的に取り組むようにということが要請されてきて、その対応する期間としましては、自治財政局長通知の中で、令和元年度から令和5年度までの拡大集中取組期間内に移行するようということが示されました。

次のページをお願いします。

地方公営企業法の適用範囲ですけれども、法は全ての公営企業に一律に適用されるものではなく、特定の事業のみに適用されるものとなっております。公共下水道事業については、もともとこの図の右側にありますように、法非適用事業となっております、その中で自主的に適用する任意適用事業というふうに言われております。

ただ、先ほどご説明いたしましたロードマップの中で、令和5年度末までに移行しなければならないということが通知されましたので、鳥羽市でも作業を進めているという状況となっております。

次のページをお願いします。

地方公営企業法の適用というふうにひとくりに言われることがありますけれども、実は、法はここに三種の種類の規定に区分されます。まずは組織に関する規定、そして財務に関する規定、職員の身分に関する規定という三つでございます。

そのうち財務に関する規定を適用することを一部適用、また財務適用と言われたりもしますけれども、一部適用というふうに言います。法の全てを適用することを文字通り全部適用と言いまして、制度上これらを選択できるために、その方針を定める必要がございます。

次のページをお願いします。

制度の比較となりますが、全部適用、一部適用、それぞれの比較をしております。

会計方式をご覧いただきたいんですけども、全部適用、一部適用ともに企業会計方式を行うこととなります。また、一番下の職員の身分というところですが、こちらは、全部適用の場合は地方公営企業法が適用され、一部適用のほうは地方公務員法が適用されるという違いがございます。

次に、事務執行体制の比較をご覧ください。

こちらでは、項目として事務体制であったり、会計事務、予算決算の調製を誰が行うのかというようなことをまとめてございます。

全部適用では、管理者を設置する場合、設置しない場合、一部適用では、事務を会計管理者に委任する場合、しない場合というような制度上の区分がございます、網かけにさせてもらっていますが、全部適用で管理者を設置する場合というのは、実際には規模の大きい公営企業に適している制度となっております、鳥羽市の

場合は、水道事業もこの管理者を設置していないという状況になります。ですので、今回、鳥羽で下水道にどうしていくかというのを考えたときには、この部分というのは当てはまらないということになりますので、本日お配りした追加資料のほうの事務体制のA、管理者設置というのは当てはまらないということで、ぶら下がってくる①、②も選択肢から外れるということになります。

次に、もう一つの網かけであります一部適用の会計管理者に事務委任するというのは、会計課のほうで一般会計と企業会計という別な会計を対応するということになり、業務システムが非常に煩雑となりますので、あまり制度面でこれを選択するというメリットはございませんので、そういう意味で、追加資料のほうのC、会計管理者事務委任ありというのは選択肢から外したいなというふうに思っております。ですので、5番、6番も外れるということになります。

次のページをお願いします。

少し情報量の多い表となっておりますけれども、全部適用、一部適用の効果・影響について比較したものととなっております。

一番下の総評というところをご覧いただきたいんですけども、こちらの網かけとしております下水道事業単独で全部適用とした場合というのは、一番分かりやすい体制ではあるんですけども、組織のスケールメリットというのが生かしづらいというのがありまして、効率の悪い制度であるというふうに判断しております。ですので、別紙のほうの③、管理者非設置の下水道事業単独というものも選択肢から外したいと思っております。

次に、上下水道事業統合した場合の一部適用、こちらも網かけにしてありますけれども、これは、同一の組織内で異なる方式が混在するというので、非常にちぐはぐするというようなことが予想されますので、⑧番についても選択肢から外したいと考えております。

次のページをお願いします。

適用範囲の検討ですけれども、国の意向がどうかというところなんですけれども、国からは、先ほど平成31年に通知がありましたというご紹介をさせていただきましたけれども、公営企業会計の適用に関して、経営の機動性・自由度の向上を図る観点から、公営企業法の規定の全部を適用することも検討することが望ましいということを言われております。ですので、全部適用をしているというような状況となっております。

また、三重県下、どういう状況かということも調査させていただきました。下水道事業は、全体で23市町が行っておりまして、そのうち全部適用を選択しているところが16市町、一部適用が6市町となっております、その理由についても聞き取りを行いました。

いろいろ書かせていただいておりますけれども、大まかには、職員数の制約が大きくて、全部適用を選択できないというところがあったり、また、法適用に当たらない事業も同じ課の中で行っているの、一部適用を選択せざるを得ないと、そういうような回答もございました。

次のページをお願いします。

鳥羽市で法適用業務を進める場合のメリット・デメリットに関しての検討ということで、庁内検討を何度か行ってきてんですけども、その中で話し合われた内容を整理しております。

移行中、移行後で区分されておりますけれども、どちらも全部適用を選択すると業務量が多くなるというの

がデメリットとして挙げられます。移行中に関しては、条例や規則の改正量が多くなってしまおうということも言われております。また、移行後に関しては、財務事務が増えるというのは全部適用、一部適用どちらも一緒なんですけれども、さらに労務管理の業務というのが増加してきます。そういった業務が増えるというデメリットはあるんですけれども、一方で、水道事業のほうで既に先行してやっているという強みもあります。

また、一部適用のほうは、業務量が少ないということなんですけれども、実際には、参考にできる事例というのが庁内にないことから、独自で手探りで行う必要があると考えておりますので、そういう意味では、心理的にも業務的にも負担になるということが予想されます。

そういったことを踏まえまして、次のページのほうをご覧ください。

鳥羽市としての方針をここで書かせていただいておりますけれども、冒頭で申し上げましたとおり、法の適用範囲としては全部適用というふうにしたいと思っております。また、組織体制としては、水道事業との組織統合ということ、また、ここに書かれておりませんが、事務体制としては管理者は置かない、非設置という別紙のほうの4番のパターンで進めていきたいなというふうに考えております。

ただ、庁内協議などを重ねながら考え抜いて出した結論ではあるものの、課題というものもございます。下に書かせていただいておりますが、法適用のためにはどうしても業務量が増えますので、マンパワーが必要であるということ、そのために組織統合によるスケールメリットを生かすことで極力人員増を抑えるというようなことを考えたいというふうには思っておりますが、何分業務量は増えるということは想定されています。

また、人口減少から使用量が減少しており、現在でも赤字の状態であるということから、こうした相反する課題に対応していく必要があるというふうに考えております。

最後に、ここには書かれておりませんが、補足といたしまして、この3月の予算委員会の際に、水道料金のほうを、下水道の使用料のほうに充てられないかというようなご助言をいただいたかと思います。そういったお話がありますので、水道課のほうでも調べさせていただいたところ、事業ごとに特別会計を設けることというふうにされておまして、制度上会計の統合はできないということが分かりました。ですので、独立採算という中で、今後解消に向けて努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 10ページの法適用を進める場合のメリット・デメリットの検討で、移行後メリットとして、水道事業との事務の相互支援などスケールメリットが期待できるというふうに記載されております。

スケールメリットの中に節税効果というのはどの程度というふうに試算しておるのでしょうか。

○木下順一議長 河原補佐。

○河原補佐 節税効果というような形での試算は行っておりませんが、人的な部分での水道事業の職員が、例えば、伝票、同じような仕組みですので、手伝いながら切れるというような、そういったことで両方に事務職員を置く必要がなくなるのではないかなというような、そういうようなことも考えております。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 他市の事例を勉強してみますと、地方公営企業法の適用により、減価償却の概念が導入されることにより、消費税計算の特例を受けることで節税効果が期待できるというように言うております。

鳥羽の場合、こういう建設費に伴う起債の元金の償還金、この一部は一般会計からの繰入金で賄っておるといふふうに思います。一般会計の繰入金は、法定内と法定外を合わせて9,500万円支出しております。これは表によりますと。

そのうち法適用によって消費税が減税というか、節税できる、その部分というのは、鳥羽市の場合はないんでしょうか。

○木下順一議長 河原補佐。

○河原補佐 ご指摘いただきました節税効果につきましては、これから財務諸表のほうを整理していくこととなります。今、準備段階としまして、言われました資産の状況であったりとかというものを整理して、これから内容の精査をしていくという段階となっておりますので、まだそこまで金額的にどうなるというところまではお示しできないような状況となっております。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 分かりました。

ほかの事例を見ますと、このメリットというのは、スケールメリットというふうに大きくくりではなくて、4項目、5項目のメリットがあるということを市民に明らかにしている自治体もあります。

この法適用によってこういうふうになりますということをもた、これからなるかというふうに思いますけれども、議会に対する報告をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○木下順一議長 今、戸上議員の言われた報告、またしていただけますか。

河原補佐。

○河原補佐 また事務が進むにつれて明らかとなってくることもどんどん出てくると思いますので、そのタイミングを見てお話のほうを聞いていただければと思います。

○木下順一議長 よろしくお祈いします。

他にございませんか。

○戸上 健議員 すみません。

○木下順一議長 はい。

○戸上 健議員 ちなみに導入効果について、4点挙げておる自治体のやつを、1点目が経営状況の明確化、下水道使用料の対象原価の明確に伴って、下水道使用料が適切に算定できると、それから、二つ目は、維持管理の時代に対応した経営体制づくり云々と3点目、4点目というふうに出ております。

こういうふうに議会に対しても法適用によってこういう全体のスケールメリットというのは分かるけれども、具体的にこうですということをご祈いしたいと思います。

ごめん、以上です。

○木下順一議長 お祈いいたします。

他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 これも適用した場合に、一番心配されるのは、やっぱり下水道の利用料金が上がる、住民にとってみれば、現在水道料金の70%が下水道料金になっていますけれども、それが上がってくるのではないかなというふうな、そういう心配もされますけれども、その辺は、今後また検討していくというところですかね。

○木下順一議長 水道課長。

○安部水道課長 下水道の使用料金につきましては、平成9年から1回も値上げしておりませんので、それも企業会計にしなくても見直さないかんと考えております。

企業会計にすることによって、原価的なものが詳細が分かるかと思しますので、その部分も含めて、使用料金の値上げをお願いするかと考えております。

以上です。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 見直しをされる場合には、やっぱり一番には、下水道を使っている住民のほうに十分に説明もして、こういうふうな移行をして、こういうふうになりますよということ、それが必要かと思いますが、住民に対しての説明は今後どういうふうを考えていますか。

○木下順一議長 水道課長。

○安部水道課長 まずは、下水道事業として削減できるランニングコストとかを見直しして、今後、投資的に費用がかからないような手だてができるのかとか、ダウンサイジングができるのかとか、そういうことを検討した上で、住民のほうにご理解をお願いしたいと考えております。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 今後十分に住民に説明をして、理解を得た上でのまた努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、執行部の説明を終わります。

執行部の皆さんは、退席をお願いいたします。お疲れさま。

暫時休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○木下順一議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、協議事項2、議会協議事項①についてであります。

離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について事務局長に説明させます。

事務局長。

○岩井事務局長 それではご説明いたします。

データをパッドのほうに送らせていただいていますので、そちらをご覧ください。

全国離島振興市町村議会議長会より9月29日付の文書で、離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について、会議において議決の上、国会、関係行政庁への提出依頼がございました。

先日、皆様に情報提供させていただいたところではありますが、本法については、昭和28年の制定以来10年ごとに6度の延長が行われ、令和5年3月31日失効を迎えるところでもあります。有人離島4島を有し、様々な面で本土との地域格差の改善を目的とする本法の改正・延長は大変重要であると考えられます。このことから、意見書の提出について、全員協議会で協議したほうがよいのではないかと議長からご提案がございました。

意見書案をご覧いただきたいと思います。

内容としましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページかな、2ページ目をご覧ください。

離島振興法の改正・延長を求める意見書

離島において昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興施策が推進され、生活条件の改善、生産基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全と併せて、自然とのふれあいの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力で離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

ご協議いただきたい意見書を発議することになりましたら、12月20日の会議で上程したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○木下順一議長 事務局長の説明は終わりました。

それでは、今回の意見書の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

浜口一利議員。

○浜口一利議員 離島での事業実施とかという点について、本当に有利な点がたくさんあるところですので、速やかに延長手続をお願いしたいと思います。それしかございません。

○木下順一議長 他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 これは、4年で切れるというふうなところですので、スムーズにいけるように、早めに意見書

を出しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。賛成です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 同じなんですけれども、離島振興法が本当に延長していただかないと、これは本当に離島としては、もう非常に困る状況が続いていきますので、ぜひともこれよろしくお願ひしたいなと思います。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 意見書案の最後にありますように、抜本改正をした上で恒久法化、これも視野に入れて延長されるよう、これはもう僕、大賛成です。離島振興法がそもそも時限立法だというのがおかしいわけで、私もこういう意見書は全面賛成ということをおきます。

以上です。

○木下順一議長 皆さんよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 それでは、この件につきましては、12月20日会議で上程することにさせていただきます。

上程するに当たり、発議する提出者及び賛成者を決めたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「議長一任でいいかと思います」の声あり)

○木下順一議長 議長一任と言われましたので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 それでは、提出者を浜口一利議員に、賛成者を南川則之議員、濱口正久議員、瀬崎伸一議員、片岡直博議員、奥村敦議員、山本哲也議員、中世古泉議員、戸上健議員、坂倉広子議員、世古安秀議員にお願ひしたいと思います。

提出者、賛成者をそれぞれ申し上げましたが、よろしいでしょうか。

はい。

○戸上 健議員 中世古泉議員が賛成者というのは、僕は異議があります。

というのは、議会で辞職勧告決議というのを全会一致で採択して、我々議会としては、議員の値打ちなしという断定をしておるわけです。その人が賛同者に名前を連ねるということは、ちょっと僕も、議長の提案やもんで、おおむねこれは飲みたいんですけども、僕としては、その点は異議があるということだけちょっと言うておきます。

○木下順一議長 分かりました。

今、戸上議員のほうからこういう今のような発言がありましたけれども、どうでしょうか。皆さんのご意見もお聞きしたいと思います。

これは言いにくいかな。中世古議員、こういうことになっておりますので、抜かさせてもうてよろしいでしょうか。

○中世古 泉議員 何でそんなことを言われなあかんのですか。

何かそういった問題を、私何か行動であり、何か議会に対して、何かそういった異議を申し上げたことはないと思いますので、そうやって個人的に攻撃的な発言されること自体があまり私としては納得できないですけども。

○木下順一議長 分かりました。

この話をここで延々とやると、ちょっと収集がつかないと思いますので、今戸上議員が言われたことも考慮しながら、中世古議員が言われたこともありますので、こちらで判断させていただきますので、その点はご了承願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、協議事項2、議会協議事項②厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書についてであります。

本件につきましては、全国市議会議長会から平成28年10月24日付「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について」により依頼があり、同年12月1日の全員協議会において協議した結果、意見書の提出はしないこととなっております。

今回、5年を経て、議員の顔ぶれも変わっていることから再度協議の場を設けたいと思い、提案をさせていただきました。

事務局長から説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それではご説明いたします。資料は事前にiPadに送らせてはいただいておりますが、お手元のほうにも今日A4、1枚が配付されていますので、先ほど、議長からもお話がありました。全国市議会議長会から令和3年10月4日付の文書で意見書の提出について照会が来ております。

平成28年に全員協議会で同様の意見書の提出について取り上げ、提出しないこととなっているわけですが、全国市議会議長会からは定期的に意見書の提出がされたかを照会してきておりますので、ここに改めて説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この平成28年の内容、ちょっと分かりにくいかと思いますので、紙で配付させていただいておりますので、先にそちらからざっと説明だけさせていただきますので、よろしくをお願いします。

右肩に73と書いてあるようなやつです。平成28年10月24日に全国市議会議長会会長から通知が来ております。地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等についての依頼ということです。

ざっと読みます。

平素より、全国市議会議長会の運営に関しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る10月14日に開催された被用者年金制度加入推進会議において、地方議会議員においても厚生年金に加入できるようにするための法整備を早急に実現するよう、引き続き関係機関に要望することを決定し、その実現に向けて取り組んでいくことを確認したところであります。

つきましては、各市議会においてこの趣旨をご理解いただき、厚生年金への加入の実現に向け、12月定例会において意見書等を議決の上、国会関係行政庁に提出していただくとともに、地元選出国会議員に対し要望するなどの積極的な対応をお願いしますという形で来ております。

裏面をご覧ください。

その意見書内容案ということで、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書。

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員の成り手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するというような形で平成28年に全国市議会のほうから要望があり、平成28年当時は意見書を出さないという形になっておりますので、これが今の現状であります。

i P a dのほうの資料をご覧ください。

その後ろのほうから説明させていただきます。

5ページをご覧ください。i P a dのほうの5ページです。

よろしいですか。

別添と書いてあって、平成29年4月7日現在というのがあります。これは、先ほどの要望書、平成28年の要望書が出た後、各全国の市がどのような対応を取ったかという形になっています。

一番下のほうをご覧ください。314の市地方議会のほうが賛同して、意見書を出したという形になっております。

すみません、6ページ、その次の6ページをご覧ください。

都道府県のほうの地方議会議員の厚生年金の加入を求める意見書の可決状況、これも29年ですが、29年3月23日のほうでは、県のほうでは31道県の賛同、意見書の提出がございましたという過去の現状から。

すみません、直近のほうにいきます。4ページをご覧ください。

同じ表になっておりますので、これが令和2年1月10日現在です。少したちましたので、賛同した市町、市が362市町に増えております。314から362ですので、大体50市が増えた、賛同、意見書を出したという形になっています。

その次の、戻って申し訳ない、3ページをご覧ください。

令和2年10月12日現在では、370市、8市増えております。

2ページをご覧ください。

令和3年7月30日現在、一番下、371、現在のところこの厚生年金への意見書の可決状況は371市が賛同しているという現状になっております。これが今の全国の市の状況であります。

実際、もしこの厚生年金をやろうとすると、どれぐらいの経費等がかかって、議員の個人負担というのも発生しますので、それをちょっと事務局のほうで試算してみました。

7ページをご覧ください。

少し数字ばかりで見にくいのですが、説明だけさせていただきます。加入期間は10年間加入しなければ

ならない、70歳までしかかけられないというのがございます。任意の加入と脱退は認められておりません。もう全国でやるとなったら一斉にやるという形になります。

ちょっと表があれなんです、右側と左側という形になります。左側は報酬月額、保険料率は18.3%と決まっております。その半分は本人負担、あと半分は事業主、市が払うという形になります。議員さんですと、毎月9.15%、3万1,110円、市のほうからも3万1,110円、その下、議長、副議長という形になっています。

右側の夏季手当も同じように18.3%、本人9.15、事業主9.15という形で見てください。

その下が報酬で、その下が報酬合計で、報酬と期末手当の合計をしたのが四つ目の報酬プラス期末手当(10人、1年)と書いてありますが、これが年間の経費になります。本人の負担金、1年間議員、議長、副議長を足すと512万8,575円という形になります。事業主、市は、同じく512万8,575円事業主から払うという形になります。

ざっと言うと、今の報酬から議員は3万1,000円、議長は4万260円、副議長は3万4,770円差し引いてという形になると思います。

先ほどの合計の右側をご覧ください。市議会議員共済会負担金(公費負担)というのがございます。1回目、2回目、3回目、4回目とあります。1,919万2,320円、これが現在議員年金といいますが、平成23年までかけられた、お辞めになった議員さんへの市が毎年支出している金額、1,900万円になります。もし厚生年金を始めるとすると、今の1,919万2,000円に512万8,000円、市負担分が増えるという形、一般会計の形になります。なおかつ、個人の議員さんから合計で512万8,000円お支払いいただくという形になります。

ちょっと計算式省きまして、一番下です。例として、議員さん1期4年間の場合、これは年間です。年間11万6,767円今の年金が、これを払っていただくが増えるという形になっております。

ざっとした説明で申し訳ございませんが、そのような状況であります。

以上です。

○木下順一議長 事務局長の説明は終わりました。

再三、全国市議会議長のほうからこういう問合せがあつて、前回皆さんと協議してから5年ほど経過しておりまして、新しく議員になられた方もあるので、今の現状とともに、皆さん方が今この厚生年金加入について、どのようなお考えをお持ちか、ちょっとここで聞いておきたいかなと思ひまして議題にさせていただきました。

ご意見のある方はよろしくお願ひをいたします。

浜口一利議員。

○浜口一利議員 この議員年金については、私たちは一期払っているんですけども、一期払って、その後はもうなくなったところなんですけれども、やはり今考えてみると、若手議員にとっては、大変大切なところかと思ひます。

それと、4年に1回選挙があつて、身分も不安定なところもあるわけなんですけれども、議員として4年間一生懸命やって、何年かやって、辞めれば全くないというのは、本当に私は、今思うとつけてほしかったなと

いうようなところもあります。

ただ、28年にこんなことで相談した中で、やはり厚生年金にというところでちょっと引っかかったところがあったと思うんですけども、現在でもそれは解消されていないということで、案としては厚生年金に加入というところなので、なかなか、本当は、この議員年金に入って、当然あるべきところだと思うんですけども、今の我々の議員の報酬を考えてみると、月3万円というのはなかなか大変なところなので、そのあたりをどう考えるかというところなんですけれども、復活できれば、私はそのほうが良いと思うんですけども、ただ、問題は厚生年金というのがどうかというところです。

○木下順一議長 他にございませんか。

山本哲也議員。

○山本哲也議員 言うておことは分からんでもないんですけどもという状況で、個人的には、厚生年金というのはあったほうが良いのかなとは思いますが、何となく、でも、この文章を読ませてもらうとすると、成り手不足とか、それと結びつけてしまうのは、ちょっと安易なのかなとも思わなくてもないんです。なくても、現状でも手を挙げてくれている方はいらっしゃる中で、できたからもっと若い子らとかが参加しやすいかというところ、そこを気にしておるかな、どうなのかなというところはあったりもしますし、僕の中でもまだ答えはよう出さんですけども、少なくとも税金が投入されることになるわけですよね。

と考えると、今この状況の中で、鳥羽市議会として胸張って年金に対して税金を突っ込ませてくださいと言えるかどうかという、僕は、タイミング的にちょっと違うんじゃないかなというのもあって、まず、やっぱり議会としてしっかり認めてもらうのが先かなというところです。

戸上議員も先ほどちょっと指摘いただいたところにもかぶってくるかなと、僕は思うんですが、タイミング的にもまだその部分が、僕は晴れてはいないところかなとは思いますが、まず、鳥羽市議会としてするのは、信頼回復が先じゃないかなというふうなところがちょっと感じるところで、あったらありがたいのは、それはありがたいんですけども、そのバランスかなというところです。

まだちょっと自分でもなかなか言えないところもあるし、胸張って意見書出しましょうやというふうには、気分的もちょっとなれないところあるかなと思います。

○木下順一議長 ありがとうございます。

あと正久議員とか、瀬崎議員とか、若い方のご意見をちょっと聞きたいんです。

正久議員。

○濱口正久議員 前回の28年度のときにどういう議論がなされたかちょっと分からないんですけども、かつて議員年金があったということは、私も承知をしておりました。確かに身分の保障がなくて、若い人たちにも参画していただくには、ある程度のその部分の年金の制度というのは非常に、私は大事だというふうには思うんです。

ただ、山本哲也議員がおっしゃるような、今鳥羽市議会として今のタイミングでどうかというのも、確かにあるんですけども、将来的なことを考えると、やはりここは、私はあったほうが良いのではないかなと、若い人たちにとってもそこはしっかりと取り組んでいただいて、若い世代がどんどん参画しやすいようなほうが、私はいいのではないかなというふうに思います。

その意味でも、やっぱりある程度のきちんとした体制は整えていただいたほうがいいのではというふうには思いますけれども。

○木下順一議長 ありがとうございます。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 ありがとうございます。

素朴なところだけです。意見書を提出したからといって、この制度が確定されるというものでも、多分ないのかなと思うんです。我々としては、こちらを願いますか、願いませんというそれだけの、要は意思表示だけであって、制度を決めるのは国であろうかなと思うので、正久議員もおっしゃるように、我々子育て世代としては、収入が減るということに関しては、少し抵抗はありますけれども、その先、未来を見るという意味でも、ある程度の保障というものもあるんだよということも、小さいですけども、魅力の一つであろうと私は思いますので、ぜひ意見書としては提出いただいたほうが、僕はいいかなと思うんです。

その制度が確定するとも、実は思えないものもあるんです。全国市議会が全部が意見書を出せば動くかも分からないけれども、まだ今、現状、半数以下というところであれば、まだ国は動かないかなとは思いますが、僕も議員年金のことについては、詳しくは存じ上げませんもので、そういうのがあったとか、なかったとかというような話しか聞いたことはないんですけども、あれば助かるよねというのはありますし、今、現状、そのタイミングにないよということもよく分かるんですけども、そこは少し切り離して考えていただいてもいいかなと思うので、もしこのタイミングで出されるのであれば、私は賛成しようかなと思っています。

○木下順一議長 他にございませんでしょうか。

坂倉広子議員。

○坂倉広子議員 私も浜口一利議員と同じときでございましたので、ちょうど年金制度がかけているのがなくなったという、本当に、それはなるのかなというようなところでありましたけれども、やっぱりこれからの若い人たちが、本当に政治参加していただくためには、身分の保障、そして社会保障というのは、本当に大事なことであって、もうぜひ全国的にも増えてきているということですので、意見を集約しながら鳥羽市議会としての意見書の提出はしていただきたいと、そのように思います。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 私もやっぱり意見書を出すのは賛成です。その理由は、やっぱり今後、私はもう70歳以上で、10年かけやないかんというところですけども、その対象外なんです、今後の若い人たちがやっぱり議員を続けていく、やっていくため、私は必要ではないかなというふうには思っております。

それと、やっぱり従来から言われておる兼業ではなく、やっぱり専業でもできるというふうな、そういう体制に持っていけば、また議員の魅力というのも必要だと思いますけれども、議会への若い人の参入というのは増えるんじゃないかなというふうには思います。

○木下順一議長 ありがとうございます。

他にございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 僕は、今の時期に意見書を出すというのは、賛成できません。反対です。

なぜかと言いますと、経済状況もちろんありますし、この議員年金が廃止されたいきさつ、これもありません。廃止されて、何で廃止されたかという、議員は3期12年掛金を払えば、それでも一生年金が受け取れると、一般市民というのは、国民年金でもそうですけれども、当時は40年間かけ続けなければ年金が出ないというような状況もありました。ですから、それとあまり議員特権ではないかという批判があつて、廃止になったわけです。

廃止になって、国民世論として、やっぱりあかんだと、もう一編復活してやれと、そういう世論が今、ほうはいとして起きておるかという、僕は起きていないというふうに思うんです。

議長会、もしくは議員から年金を復活したいという要望が出ておるといことは、それは、こちら側のサイドの話ではないかというように思います。

それと、先ほど出ておったように、若い人たちが議員をやつて、そして、生活が成り立つと、家族も養えるというような状況は、これは、僕は看過できないというふうに思うんです。このまま捨て置くことはできません。ですから、議会改革で議論されると思いますけれども、定数削減の議論もちろんありますけれども、議員報酬をどうするかと、それから、政務活動費をどうするかと、こういうことも併せて議論すべきだと思います。

僕は、僕や紀男議員のように後期高齢者になった者は、それで33万5,000円、これを同額受けるということは、もうこれはちょっと遠慮したほうがいいと。高齢者はちょっと遠慮して、その分を30代、40代、50代の子育てしている世代へ振り向けて、もっと増やしてやりたいと、40万円ぐらいにしてやりたいというように僕は思うんです。

ですから、併せてそういう議論を議会改革でもう一編やり直して、そして年金というものの是非についても、その場でもっとみんなで吟味して、深めなければいけないのではないかというように思います。

長期病欠議員の議員報酬カット、これは鳥羽市議会は可決して、それは今生きております。先ほど中世古泉議員のことを僕は言いましたけれども、ああいう辞職勧告決議ということを受けた議員に対して、議員報酬というのは、やっぱり僕はもう全面カットすべきやないかという意見です。

ですから、これも併せて議会改革で別途議論していただきたいというように思います。

以上です。

○木下順一議長 ありがとうございます。

他に。

河村副議長。

○河村 孝議員 基本的には、意見書を出すのは賛成です。

ただ、このタイミングで出すという、この今議会において出すということはやめたほうがいいのではないのかなというふうに私は思います。

1点は、戸上議員おっしゃったように、政治倫理審査会が開かれて、辞職勧告決議案が出た、この年に議長と私と記者会見で市民にもおわびさせていただきました。このタイミングで、じゃこの意見書を出すのかというところには疑義が生じるのが1点。

コロナ禍において、市民生活が苦しい中で、このタイミングで、この12月議会で意見書を提出するという

のも、私はいかかなものかなというところで、このタイミングにおいてはやめておいたほうがいいのではないのかなと思います。

ただ、総論として、地方議員が厚生年金へ加入できるというところは、私は賛成ですので、しかるべきタイミングを見て、皆さんのご協力を得て意見書が出せるタイミングがあれば、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○木下順一議長 ありがとうございます。

他にございませんか。

今の意見を集約させていただきますと、意見書を出してもという議員もありますし、時期が今ではないのではないかと、反対というような意見もありました。それらを踏まえて、もう少し、先ほど戸上議員が言われたように、議会改革の中で、議員定数、あるいは報酬のこと、それらもろもろまた深く議論をして、この問題にも対処をしていきたいと思っておりますので、今回は、これは発議もしないし、もう少しみんなで話し合ってからこの話に移っていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。それで。

(「異議なし」の声あり)

○木下順一議長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

この際ですが、何か皆さん方のほうからあれば発言していただいても構いませんが。特段なければ終わりたいと思っております。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 それでは、以上をもちまして全員協議会を散会いたします。

(午前11時37分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年11月30日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一